

2020年7月1日

各位

株式会社 山 口 銀 行

保証会社の社名変更にもなう各種ローン規定の改定について

保証会社の社名変更にもない、当行では2020年7月1日（水）より各種ローン規定を改定し、下記変更日以降、改定後の規定によりお取り扱いさせていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまへも適用されます。

記

1. 改定内容

改定後	改定前
SMB Cファイナンスサービス株式会社	株式会社セディナ

※社名変更にかかる規定の改定による保証内容等の変更はございません。

2. 改定対象規定

- ・ミニカードローン規定

※なお保証会社が定める保証委託約款（カードローン、無担保ローン）についても社名が変更となります。

3. 適用開始日

2020年7月1日（水）

以 上